

専門部から

看護師等雇用管理研修助成金について

◇医療関連事業部◇

厚生労働省では、平成5年度より「看護職員の労働条件など雇用条件改善のため、雇用管理者に管理研修を受講させた場合、派遣した医療機関の事業主に対し、受講に要する費用（入学金または登録料、講習料、資料代等）の実費相当額（但し1回の受講につき5万円を限度）を助成する制度を開始いたしております。

助成の対象となる研修事業は、事前に厚生労働省に申請し、指定を受ける必要があり、本道で開催の研修については、北海道看護協会の実施する下記の研修が指定を受けました。

助成制度の概要は別記のとおりです。申請手続きなどは最寄りの公共職業安定所にて取扱うことになっておりますので、詳細については、そちらへお尋ね下さい。

記

看護師等雇用管理研修
助成金指定研修会(道内開催分)

1. 認定看護管理者研修（セカンドレベル）

開催日 平成15年9月22日(月)～10月31日(金)
会場 北海道看護協会
(札幌市白石区本通16丁目北6番1号)
定員 40名
参加対象 ファーストレベル修了者または認定者
(会員歴5年以上)
受講料 147,000円

2. 認定看護管理者研修（ファーストレベル）

開催日 平成16年1月19日(月)～2月20日(金)
会場 北海道看護協会
定員 60名
参加対象 保健師・助産師、看護師
(5年以上の実務経験者、会員歴5年以上)

受講料 105,000円

3. 看護管理者研修

開催日 平成15年9月1日(月)～9月5日(金)
会場 北海道看護協会
定員 80名
参加対象 看護師長またはその任にある人
受講料 北海道看護協会 会員・非会員
10,000円

4. 変革を求められている看護管理

開催日 平成15年11月12日(水)～11月14日(金)
会場 北海道看護協会
定員 180名
参加対象 保健師・助産師・看護師
受講料 北海道看護協会 会員 25,200円
非会員 37,800円

※ 上記4つの研修会の詳細は、北海道看護協会より、各協会員へ、『北海道における教育研修計画』にて既に通知されておりますが、必要な場合には同協会（TEL011-861-3273）へお尋ね下さい。

看護師等雇用管理研修助成金

受給できる事業主

助成金支給の対象事業主は、看護師、准看護師、保健師、助産師（以下「看護師等」という。）を雇用する病院等の事業主であって、次の(1)から(5)までのすべてに該当する事業主です。ただし、国及び地方公共団体に対しては、助成金は支給されません。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び指定訪問看護事業所（以下「病院等」という。）のいずれかの事業主であること。
- (3) 病院等において看護師等の雇用管理改善に関

する事務を所管する責任者、「雇用管理者」を選任している事業主であること。

なお、雇用管理者は次に掲げる役職員の中から選任される必要があります。

- ① 病院長、副院長、所長、施設長等の管理者
 - ② 事務管理部門で人事労務を担当する者であって、係長相当職以上の職階にある者
 - ③ 看護部門等における婦長職以上の職階にある者
- (4) 雇用管理者に対し、その費用を自ら負担して厚生労働大臣が指定する雇用管理研修を受講させた事業主であること。
- (5) (4)の雇用管理研修受講を業務の一環として行う、すなわち、雇用管理者に対し、雇用管理研修受講期間中、通常の賃金（休日等所定労働時間外に受講した場合は所定の割増しを行った賃金）を支払う事業主であること。

受給できる額

助成金の支給額は、研修受講に係る費用のうち

入校（所）費（入学金または登録料等）、研修費（授業料または講習料等）及び教材費（教科書代または資料代等）の合計の実費相当額で、雇用管理者1人、1回の受講につき、5万円を限度とします。また、助成金の支給対象の研修受講回数は、1事業主当たり1年度内に延べ3回を限度とします。

受給のための手続き

- (1) 助成金の支給を受けようとする事業主の方は、雇用管理研修を修了した日の翌日から起算して1ヵ月以内に、看護師等雇用管理研修助成金支給申請書に必要書類を添付して、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出して下さい。
- (2) その他詳細については、最寄りの公共職業安定所にお尋ね下さい。

対象となる研修

この助成金の対象となる雇用管理研修は、厚生労働大臣が指定したものに限られます。

お知らせ

電子メールを利用している 会員への情報提供について －メールアドレスの登録－

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様に送信提供しております。対象は当会のダイヤルアップ接続登録者（hokkaido.med.or.jp）全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

なお、今回、他プロバイダの電子メールアドレスをご登録になれる会員には、もし、でき

れば本会のメールアドレス（hokkaido.med.or.jp）を取得（無料・ダイヤルアップ接続申込み）されるようお願い申し上げます。

●電子メールアドレスの登録方法

電子メールまたはFAXで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：

add@office.hokkaido.med.or.jp

・申込先FAX番号：(011)252-3233

お知らせ

第26回日本医学会総会における日本医師会 認定産業医制度ならびに認定健康スポーツ医 制度の研修単位取得証明の手続きについて

◇産業保健部◇

本年4月に福岡市で開催されました標記総会における日医認定産業医制度ならびに日医認定健康スポーツ医制度の研修単位の取扱いにつきましては、下記のとおりとなっておりますのでご案内いたします。

記

1. 取得単位数

(1)日医認定産業医制度

基礎研修後期または生涯研修専門 10単位

(2)日医認定健康スポーツ医制度

再研修 2単位

日本医学会総会での単位取得は、次の手続きによって発行された単位取得証明シール（産業医）、再研修修了証（健康スポーツ医）がないと、単位として認められませんので、必ず期日内に都道府県医師会へ申請してください。

2. 手続き方法

(1)所定の申請書を下記の締切日までに、北海道医師会事業第三課へ提出し、単位取得の手続きをしてください。平成15年9月以降の受付はいたしませんので、ご注意ください。

(2)申請必要書類

- 1) 単位取得申請書（総会当日に配付されるコンgresバックの中に入っています）
- 2) 医学会総会のネームカード（写）（自署必要）

(3)単位取得証明シール（産業医）、再研修修了証（健康スポーツ医）の交付

都道府県医師会締切日	交付日
6月末日	8月末
8月末日	10月末

注)

1. 証明申請ならびに証明シール・修了証の交付は、都道府県医師会を通じて一括処理し、個人の受付はいたしません。
2. 単位取得に当たって、不明な点は、所属の都道府県医師会へお問い合わせください。